



役員の定数について

Question

理事定数を減らす定款変更をした場合、定款変更決議をした総会と同日に新理事長を選出することは可能でしょうか？

Answer

近年、国内全体で「少子高齢化」や「人材不足」などが叫ばれる中で、中小企業等協同組合においても、これらの問題は顕在化しつつあるといえます。多くの企業で経営者層の世代交代が進まないのと同様に、組合役員の世代交代が難しいという組合が増加しているのです。通常総会の時期が近付くと類似の相談がよくあるので、現状はまだ役員の世代交代に関して問題がない組合も参考にしてみてください。

◎原則的には定款変更決議と新定数での役員選挙は別タイミング

「①総会で理事定数を減らす、②新理事による理事会を開催して、理事長を選出する」という流れは一見問題ないように思えます。しかしながら、これでは現行定款に違反してしまうので、この方法は採用できません。定款変更の議決をした総会当日は変更前の定款が有効となるからです。

このことから、原則的には①総会で理事定数減員の定款変更を行う、②認可後の総会で新定数の範囲内で新理事を選出、③新理事で理事会を行い、理事長等を選定する、といった流れとなります。

◎総会を1回で済ませる方法

上記の原則的な手順で定款変更と理事選出を行うと、総会を2回開催する必要があります。そこで次のような方法で総会の開催を1回に収めることができます。

(1)「現行定款の定数で選出し、理事長を選

定。認可後、定数範囲外となった人数分辞任してもらう」

定款変更を決議する際の総会で現行定款の定数に沿って理事を選出し、その後の理事会で理事長を選定しておき、定款変更の認可後に定数で減らした人数分の理事に辞任してもらうという方法です。しかし、辞任する理事が決まってい、それに伴う定数変更であれば、問題ないかと思いますが、死亡などによる急な欠員があり、それに対応するためとなれば、誰かに一旦理事になってもらう必要があります。また、辞任予定だった理事が辞任を拒否する可能性もあります。

(2)「新定数の理事を選出しておき、定款変更認可後に就任する」

まず定款変更を決議し、その後に新定数で理事を選出します。この時、新理事の就任日を「定款変更認可書到達日とする」などの停止条件を付して決議しておくことで、認可後に初めて新理事が就任することになりますので、総会は1回で済みます。しかし、この方法では認可後まで新理事での理事会が行えないので、改めて理事会を開催し、理事長を選出する必要があります。

これらの方法は、定款の記載や総会のタイミング又は議決の内容に関して、少々複雑な部分がありますので、役員の定数に関する定款変更などの意見が組合内部で出ましたら、中央会にご相談ください。

(参考：『中小企業組合 理事百科』清水 透著)